

# 万引きは

刑法235条 窃盗

10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

# 犯罪です！！

~~安い商品だから  
許される~~

万引きした物がたとえ安い物  
であっても、罪は罪。  
商品の価格の高い低いで罪の  
重さは変わりません。



~~後で代金を支払えば  
OK~~

万引きをして見つかった後に、  
お店に代金を支払ったり、品物を  
返しても、一度やってしまった罪  
は消えません。

~~実行犯ではないから  
大丈夫~~

おとり役、見張り役等役割を決め、  
グループで犯行に及ぶ場合もあ  
りますが、実行犯でなくても、仲間  
で共謀して犯行に及べば、共犯と  
なり、同罪です。

## 万引きは、必ず

## 見られています。逃げられません。

  **守ろう！買い物のマナー**  



マイバッグは折りたたんでおき、商品を精算  
するまで取り出さない



試着室への衣服の持ち込みは最小限にする



精算前の商品をトイレに持ち込まない

安全安心ニュース 令和5年度第8号  
三重県警察本部生活安全企画課